

豊中市伊丹市クリーンランド事故対策委員会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第21条の2の規定に基づき、豊中市伊丹市クリーンランド（以下「クリーンランド」という。）で事故が発生した場合に、迅速かつ的確に対処するため、豊中市伊丹市クリーンランド事故対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(適用範囲)

第2条 クリーンランドにおける火災、爆発、電気事故、ガス漏洩、有毒ガス発生、薬品流出、放流水異状、異臭発生、排ガス異状、粉じんの漏洩・飛散、スラリー・汚泥の流出等により、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生じる恐れがある場合に適用する。

(所掌事項)

第3条 委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 事故に対する対応方針に関すること。
- (2) 事故に係る情報の収集及び伝達に関すること。
- (3) 広報及び報道に関すること。
- (4) 職員の配備に関すること。
- (5) 関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) 事故に係る対策対応に係る総合調整に関すること。
- (7) その他事故への対応に関して重要な事項の決定に関すること。

(組織)

第4条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長はクリーンランド事務局長をもって充てる。
- 3 副委員長は、クリーンランド事務局技術担当次長をもって充てる。
- 4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長が必要と認めるときは、前条に掲げる者以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、施設課に置く。

- 2 事務局員は、施設課職員又は委員長から命じられた職員とする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年6月27日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年2月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和5年6月6日から実施する。

別表（第4条関係）

事務局事務担当次長、総務課長、総務課主幹、再資源・搬入課長、施設課長、管理課長、ごみ処理施設技術管理者、防火・防災管理者、電気主任技術者、ボイラータービン主任技術者、危険物取扱主任技術者、酸素欠乏危険作業主任技術者